

第2次小金井市 芸術文化振興計画



みんなが

誰もが

芸術文化を

楽しめるまちに

—協働・教育・包摂と芸術文化—

第2次小金井市芸術文化振興計画の策定にあたって

芸術文化活動は、創作や鑑賞の楽しみのみならず、時代や社会を動かしていく創造の力です。人と人とのつながりを生み、活力ある地域社会をつくる原動力にもなります。

小金井市では、平成19（2007）年3月に小金井市芸術文化振興条例を制定しました。

この条例に基づき小金井市芸術文化振興計画が策定され、平成21（2009）年4月より10年間（延伸2年）、市は市民による実施主体（特定非営利活動法人アートフル・アクション）と協働し、市立小学校や保育園との連携事業、アーティストを招聘し一緒に作品制作を行う事業、市制施行55周年の記念事業など、市民の皆様と共に様々な芸術文化振興計画推進事業を行ってまいりました。

令和3年から次の10年に向けて策定された本計画では、これまで培ってきた実績を引継ぎながら、協働・教育・包摂の視点をさらに加味し、社会情勢の変化を踏まえた長期的視点での芸術文化政策の方向性を考えていきます。

新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の拡大は、まだ収束する気配が見えません。最近は地球温暖化の影響による気象状況の変化も大きく、毎年のように大規模な災害が発生しています。社会情勢が不安な時にこそ、芸術文化の力が活力となり、勇気となるように思います。市民の皆様が日々の暮らしの中で自然に芸術文化を楽しめる、未来を担う子ども達の豊かな感性や、創造力が育まれる、そのようなまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に際しましてご尽力いただきました第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会の委員並びに関連団体、貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、策定に携わっていただいた皆様のご協力に心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本市の芸術文化の振興にご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。



小金井市長 西岡真一郎

目次

第1章 本計画策定の背景 8

1 | はじめに

第1次小金井市芸術文化振興計画 本計画の位置づけ 本計画の期限

2 | 第1次計画期間の推移

市民が主体となった芸術文化活動の進展 はげの森美術館の展開、市民交流センターの開館

3 | 第1次計画の評価

成果 課題

第2章 小金井の文化—現状と今後 12

1 | 小金井の文化的土壌

みどり豊かな自然環境と日常の文化 市民主体の芸術文化活動 文化的環境

2 | 芸術文化の捉え方

芸術文化とは 時代への対応 市民による自治の足場としての芸術文化

第3章 本計画の考え方 16

1 | 基本理念と理想像

基本理念 具体的な理想像

【一人ひとりが生き活きと暮らせることによって、まち全体が活気を持つこと】

【誰もが芸術文化に出会える機会をつくること】

【市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつけられること】

2 | 計画を進める上での三つの大事な視点

【協働：みんなが力を出し合い、協力して、文化資源をつなぐ】

参加からはじまる つなぎ手の重要性

【教育：トライ・アンド・エラーを通して、市民の可能性を引き出す】

「教える—教えられる」の関係を超えて学びあう トライ・アンド・エラーを試みながら学びあう

【包摂：誰も排除しない、文化資源から遠い人たちとの関係づくり】

芸術文化に触れる権利 アイデンティティの理解

3 | 計画の担い手：市民を軸に

市民一人ひとり ボランティア、意識的担い手 芸術家・文化団体 公立文化施設

つなぎ手、中間支援機能

4 | 交流と連携：より多様な担い手の獲得

市民の交流の場 教育・福祉など関連機関との連携 行政内での連携 自治体間の連携

第4章 具体的な計画

24

1 | 施策の方向性

芸術文化事業の継続的な推進 芸術文化事業・公立文化施設の連携と基盤づくり

芸術文化に出会う機会の確保

2 | 基本施策（事業）の展開

地域に開かれた芸術文化の拠点と交流の機会を提供する

市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる

地域内外の多くの人々が参加できる実践の場をつくる

新たに地域で芸術文化活動を担っていける人材の育成を行う

芸術文化活動を行う市民を支える基盤を整備する

市民が芸術文化活動そのものへの理解を促すきっかけを提供する

3 | 計画のスケジュール

4 | 計画の推進体制

推進委員会の設置 実施主体 財源



第2次小金井市芸術文化振興計画

みんなが 誰もが 芸術文化を楽しめるまちへ
—協働・教育・包摂と芸術文化—

1 | はじめに

私たちは小金井で暮らし、学校へ出かけ、仕事場で働き、買い物をし、生活をしています。私たちが、より心豊かに生活ができる地域社会の実現のために制定されたのが、小金井市芸術文化振興条例（以下、「条例」といいます。）です。平成19（2007）年に制定され同年4月から施行されたこの条例では、以下の理念が示されています。

- ▶ 市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民等が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図る
- ▶ 芸術文化活動を行うことは市民の権利であると捉え、これを十分に尊重する
- ▶ 芸術文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入又は干渉することのないように十分に留意する

(1) 第1次小金井市芸術文化振興計画

条例にもとづく計画を定めたのが、平成21（2009）年4月からスタートした第1次小金井市芸術文化計画（以下、「第1次計画」といいます。）です。その理念は「誰もが芸術文化を楽しめるまちへ」「芸術文化の振興で人とまちを豊かに」「市民主体の芸術文化振興に向けて」というものでした。第1次計画は、平成31（2019）年3月までの計画期間でしたが、2年延伸し令和3（2021）年3月で計画を終了します。

(2) 本計画の位置づけ

本計画は、「小金井市基本構想・基本計画」を上位計画とし、芸術文化振興に関する施策を具体的に推進する個別計画です。

(3) 本計画の期限

第2次となる本計画は、前身となる第1次計画を引き継ぎながら、時

代や社会の変化を受けて更新します。計画期間は令和3(2021)年4月から令和13(2031)年3月までの10年間です。

2 | 第1次計画期間の推移

(1) 市民が主体となった芸術文化活動の進展

第1次計画では、計画の推進体制を作り、重点的に取り組む施策として「芸術文化振興計画推進事業」を置き、小金井の芸術文化を牽引するよう計画しました。当初実行委員会形式により運営されていた推進体制は、NPO法人アートフル・アクションとして独立するなど、市民が主体となった芸術文化活動が大きく進展しました。

(2) はげの森美術館の展開、市民交流センターの開館

平成18(2006)年に開館した小金井市立はげの森美術館は、第1次計画の期間中、市が直接の事業運営を行なっています。平成24(2012)年には武蔵小金井駅南口の再開発に伴い、小金井市民交流センターが開館し、指定管理者が運営しています。(本計画では、上記2施設をあわせて「公立文化施設」といいます)。

3 | 第1次計画の評価

(1) 成果

第1次計画では推進体制づくりに重点を置いたことで、市民が主体的に事業運営に関わり、柔軟な事業運営を展開できました。積極的な外部資金の調達によって、事業の展開が拡張するなど、小金井の芸術文化が新たな市民協働の展開に向かう土台を作ることができました。

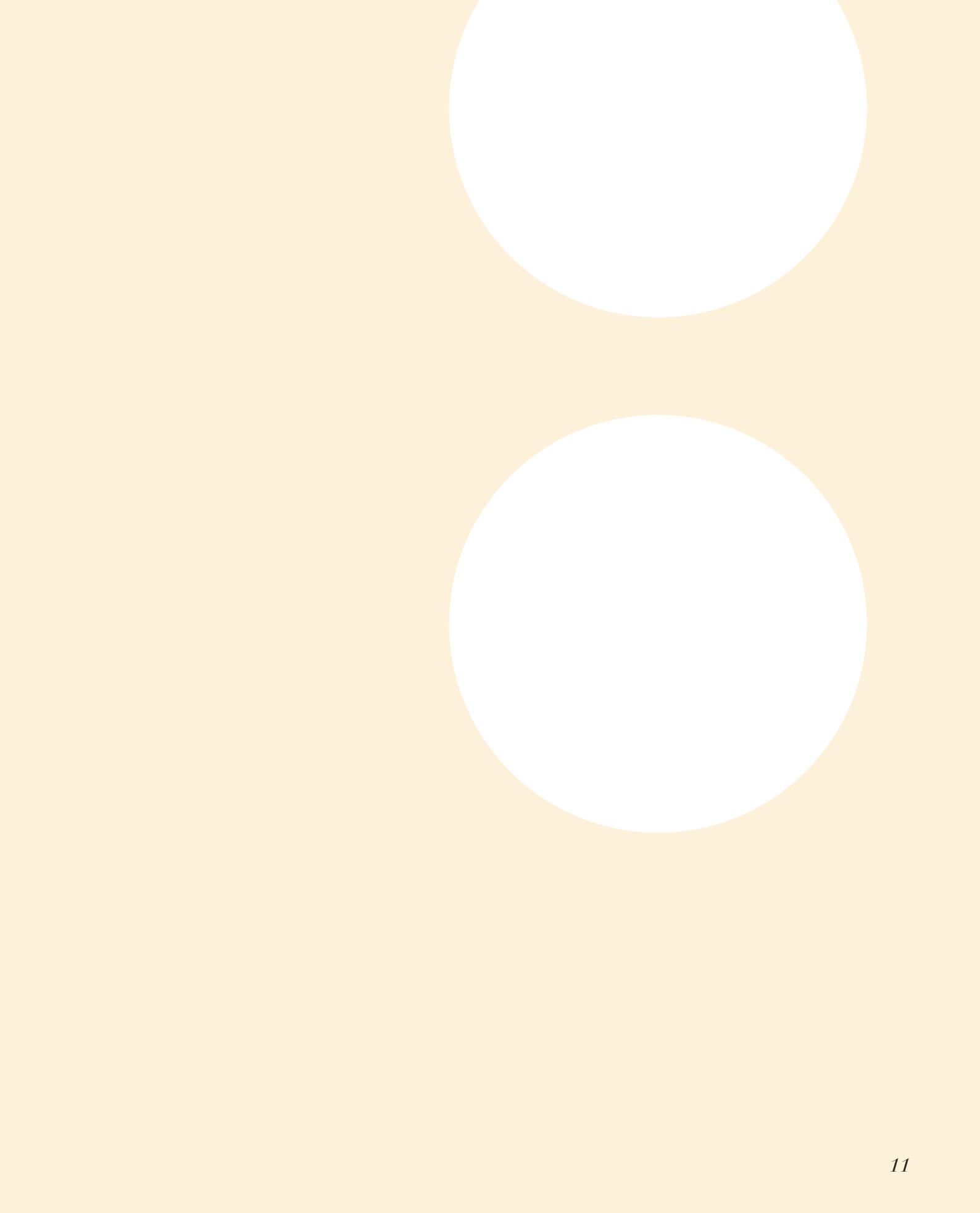
また「芸術文化振興計画推進事業」では、市民参加・市民協働を軸とした「つなぐ」という視点が事業全体に行き渡り、多様な協働の形が生まれました。

(2) 課題

第1次計画に掲げていた推進委員会／評価委員会の設置が期間内に行われなかったこと、市のさまざまな文化事業とのさらなる連携や協働の必要性は、次への課題となりました。

今後、地域に根ざした活動をさらに展開していくために、第1次計画で明確に位置づけられていなかった公立文化施設は、地域の芸術文化振興の役割が重視されます。

また、芸術文化による社会的な課題への対応が求められるなど、多様化する市民のニーズに対応する上で、持続可能な資金調達の方角性を探ることも重要な課題です。



1 | 小金井の文化的土壌

(1) みどり豊かな自然環境と日常の文化

小金井公園、野川公園、武蔵野公園、社寺及び農地などのみどり豊かなこの地では、地域性豊かなコミュニティが築かれてきました。国分寺崖線（はげ）、野川、玉川上水及び名称小金井（サクラ）などに代表される歴史的・文化的資源が充実している地域ならではの伝統芸能や、芸術文化活動が育まれてきました。花見や月見など、日常の範囲で多くの市民が参加できるイベントが多いのも特徴です。

(2) 市民主体の芸術文化活動

小金井では、市民による自発的な芸術文化活動が多いことも知られています。地域の居場所で芸術文化活動を展開する人や、地域固有の歴史文化や伝統芸能の担い手、冊子やインターネットを通じて情報発信を続ける人たち、その周囲のネットワークが生み出す場が小金井の芸術文化を深みのあるものにしていきます。小金井に住まいのある芸術家も多く存在します。

(3) 文化的環境

公立文化施設は、市民が芸術文化に触れる場であると同時に、自由な市民の活動を保証しつつ、芸術文化の専門性を活かした活動のサポートを行う芸術文化振興の拠点です。そこでの活動を通して、市民の交流や協働の空間として役割を担うとともに、市内外からの集客を行う小金井市の顔ともなっています。

あわせて、芸術文化活動が行われる場として、個人や団体が所有するスペースが多く利用されています。このほか、空き家や道路、公園、学校施設など従来の使い方を超えた場所の活用も進んでいて、市民の文化的環境に対する関心や意識の高さがうかがえます。

そのほか小金井には、九つの市立小学校、五つの市立中学校や高校、大学など、公立・私立を問わず多くの学校が存在しています。若い世代だけではなく市民のライフステージにあわせて、図書館や公民館、市民

協働や地域コミュニティに向けた社会教育施設が充実しているのも小金井の魅力です。

2 | 芸術文化の捉え方

(1) 芸術文化とは

第1次計画では、芸術文化は、特定の芸術ジャンルを指すものではなく、また、伝統的な表現から現代的な表現まで、個人の感覚に働きかけ、生活と人生の質に変化をもたらすものとしています。芸術文化は時として非日常的な経験となり、その変化は日常生活において固定化しがちな価値観やものの見方に、新しい風を吹き込んでくれます。また対話や交流の場が設けられることで、芸術文化がもたらしたまなざしの変化が個人の中だけにとどまらずに、地域社会全体に広がります。ここでは、芸術文化を次のような視点で捉えます。

- ▶ 地域で暮らす市民一人ひとりが日常生活への新たなまなざしを得ることができるもの
- ▶ それが人と人との出会いや交流を通して多様な広がりをもたらし、地域社会全体の豊かさにもつながるもの

また第1次計画では、芸術文化を楽しむ、味わうための10のキーワードを以下のとおり示しています。本計画でもこれを継承していきます。

- ▶ 出会う：芸術文化を探す・見つける・出会う
- ▶ 知る：芸術文化について知る・学ぶ・理解する
- ▶ 加わる：芸術文化活動に参加する
- ▶ 伝える：芸術文化について、より多くのひとに伝える・発信する
- ▶ 交流する：芸術文化を通して人と人がコミュニケーションする・交流する
- ▶ つなぐ：芸術文化活動を通して人と人をつなぐネットワークをつくる

- ▶ 活かす：既知の人材、資源、情報、様々な芸術文化活動を活かす
- ▶ 支える：芸術文化活動を育てる（芸術家支援、担い手の育成など）
- ▶ 生み出す：新たな芸術文化を生み出す・創造する
- ▶ 変わる：新たな価値観で自分自身が変わる、日常生活へのまなざしが変わる

(2) 時代への対応

小金井の文化が作られてきたプロセスの背景には、時代の要請が反映していることも見逃せません。平成23（2011）年の東日本大震災、令和2（2020）年の新型コロナウイルス感染症（COVID－19）の蔓延は、市民の生活に直接的な影響がありました。また、平成28（2016）年に起きた相模原障害者施設殺傷事件など、社会に大きな影響を与えた出来事も、小金井の芸術文化の動向に大きく関係しています。

あわせて国の芸術文化の政策からの影響もあります。平成29（2017）年に改正された文化芸術基本法やそれに基づく文化芸術推進基本計画では、社会的包摂、子どもに対する芸術文化の重要性、関連分野の政策との有機的な連携などが盛り込まれました。このほか、劇場・音楽堂法¹、障害者芸術推進法²、文化観光推進法³などの法整備も進みました。芸術文化の社会的な役割が重視されるようになったこともこの間の大きな変化です。

(3) 市民による自治の足場としての芸術文化

条例と上記で示した第1次計画、時代への対応を踏まえ、本計画では「芸術文化」を、人間の感性を豊かにする知的で創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものとして捉えていきます。芸術表現や創造活動はもちろん、日常の中で接している小金井の地域文化や、住み続けられるまちづくり活動も、小金井の芸術文化をかたちづくる重要な存在として広く捉え、取り扱っていきます。

また本計画にある「芸術文化活動」とは、広く芸術文化を鑑賞し、創造し、参加することを基盤とし、あらゆる形での芸術文化の取組にかかわる動きや営みを示します。

1 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を指す。

2 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を指す。

3 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」を指す。

日常に新たな視点を開く芸術文化は、それまでの固定化された生活を見直す契機となります。ひとりで芸術文化活動へ参加するところから、複数の主体で活動にかかわる協働へと展開し、自分たちの活動を自分たちで決めていく自律したまちづくりへとつながります。

芸術文化には、人々の想像力を掻き立て、創造性を刺激し、批評的な眼差しを鍛え、対話や議論を誘発する役割があります。芸術文化活動を創造し作り上げていく過程にある、市民の自発的な意思と責任は、多様な価値観や考え方の主張に耳を傾け、言説に活気を与えます。つまり、芸術文化は市民社会の実験場でもあり、市民による自治の足場でもあるのです。

芸術文化の送り手・受け手、専門性のある・なしの区分を超え、人が集まる場のあり方とその作り方に焦点をあてて活動を捉えなおすことで、地域の活力を引き出し、市民による自治の基盤を作っていく芸術文化の可能性を見出していきます。

1 | 基本理念と理想像

(1) 基本理念

本計画では“みんなで 誰もが 芸術文化を楽しめるまちへ”を基本理念とした芸術文化の振興を目指します。この基本理念を礎（いしずえ）として「一人ひとりが生き活きと暮らせることによって、まち全体が活気を持つこと」「誰もが芸術文化に出会える機会をつくること」「市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつけられること」の三つの理想像を掲げます。

(2) 具体的な理想像

一人ひとりが生き活きと暮らせることによって、
まち全体が活気を持つこと

芸術文化は、楽しさや癒しだけでなく、ものの見方の変化や新しい発見へ導くきっかけともなります。芸術文化活動をしている人たちは、その活動が一層発展して他の地域へも発信していく原動力となるように、また、これまで芸術文化と関わりのなかった人も芸術文化を知ることによってより生き活きと暮らせるようになるために必要な環境の整備を行います。

小金井には、プロフェッショナル・アマチュアを問わず、さまざまな芸術文化活動を行っている人たちがいます。これまでの活動に加えて、新しい活動を始めた人たちもいます。まだあまり知られていない小金井の文化的魅力もあります。そのような地域にある芸術文化活動や、それらを支えようとする人たちが活かされることで、まち全体も活性化することを目指します。

誰もが芸術文化に出会える機会をつくること

小金井市、あるいは近隣市町村ではさまざまな芸術文化活動が行われていますが、その活動などを知るきっかけが少ないことが問題に挙げられています。身近な芸術文化に関する情報が容易に得られるようになる

ことで、芸術文化活動のきっかけが増えます。情報が手に入りやすくなることで、これまで芸術文化に関わる機会がなかった人たちにも可能性が広がります。

芸術文化が一人ひとりの人間の生き方、暮らし方に関わる問題であることから、望む人は誰でも芸術文化を楽しめるような、出会いの機会を保障されることが求められます。芸術文化に関わっている人はもちろん、今はまだ関わっていないけれど今後関わる人々まで視野に入れた上で、芸術文化に親しむ際の物理的・精神的な障壁を低くするための施策を行います。

市民主体の芸術文化事業実施において 連携と協働の体制がつけられること

芸術文化活動は、行政が行うことではなく、市民が主体となって行うものと考えます。ただ、市民だけでは困難な場合も考えられますし、まち全体の活性化は、一人だけでできることはありません。芸術文化でまちを生き活きとさせていくことに理解や共感を広げ、さまざまな人たちが連携して、一緒に活動することによって、小金井の芸術文化活動がより活発になっていく可能性を持っています。行政は、そのような連携・協働の意義を十分に認識し、その可能性を広げていくために市民の活動を側面から支える体制づくりに取り組みます。

2 | 計画を進める上での三つの大事な視点

協働：みんなが力を出し合い、協力して、文化資源をつなぐ

(1) 参加からはじまる

小金井には、二つの公立文化施設で行われる取組のほか、多くの市民でにぎわう市民文化祭や、薪能をはじめとした伝統文化や伝統芸能を体験する活動があります。芸術文化活動を鑑賞することは、もっとも基本的な市民参加のかたちです。文化施設へ出かけることも、地域のお祭りをのぞいてみることも、個人的な楽しみを超えて、その場をともにつく

りあげるという意味で重要な芸術文化活動の一つです。

最近では、芸術文化活動の立案段階から運営方法を考え、多様な主体が目的を共有して取組みを展開していく進め方も、小金井に根付いてきました。小金井の文化がのびのびと発達してきたのは、参加や活動、発表の場の機会が、さまざまな市民の努力で保障されてきたからです。

(2) つなぎ手の重要性

こうした活動の下支えとして注目すべき点は、充実した「つなぎ手」の存在です。市民の関心を掘りおこし、まだ活動に関わっていない人に芸術文化を届ける「つなぎ手（コーディネーター）」は、いま楽しんでいる人だけに焦点が向けられるのではなく、文化のタネを掘り起こし、情報を広め、さまざまな社会的課題と文化を出あわせる役割を担っています。また、次の世代の文化の担い手を育てていく役割も、文化の持続という観点から、今後重要になってきます。こうした中間支援機能が、小金井の文化には不可欠です。

教育：トライ・アンド・エラーを通して、市民の可能性を引き出す

(1) 「教える—教えられる」の関係を越えて学びあう

学校教育と、家庭教育支援や子育て支援、放課後の居場所づくりを含めた社会教育の活動と芸術文化活動は、これまでも密接な関係を結んできました。新たな価値を生み出す創造性に焦点を当てた活動や、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を目指す活動など、教育と連携した取組には大きな可能性があります。

これらの活動で見えてきた「教える—教えられる」構図とは別の、学びあいのスタイルは、芸術文化が得意とする分野です。市民が新しい関係をむすび学びあう中で、創造的な芸術文化活動が生まれてくるでしょう。

(2) トライ・アンド・エラーを試みながら学びあう

教育活動と芸術文化活動の深い連携の中では、小さなトライ・アンド・エラーがつきものです。まずは、よく考えたうえで実践し、失敗を恐れずに試してみることが重要です。

お互いの目標を共有して取組を進め、見直しを行いながら再度試し、学びあいながら少しずつ成果を見極めていく息の長い取り組みが求められます。わかりやすい結果や短期的な成果を求めるのではなく、プロセスの共有に市民が努めていくことが求められます。

包摂：誰も排除しない、文化資源から遠い人たちとの関係づくり

(1) 芸術文化に触れる権利

人びとに暮らしの楽しみをもたらす芸術文化は、個人の自由な精神的な営みであるのと同時に、すべての人が芸術文化に触れることを保障する権利でもあります。

小金井で生活する人びとの属性はさまざまです。国籍、性、年齢、障がいの有無、また経済的な状態などを理由に、同じ時代に生きていても芸術文化に触れる機会が少ない人たちがいます。生きづらさを抱え、暮らし向きも困難な状況にあり、社会から見過ごされている人も多くいるでしょう。そうした人々にも、芸術文化への扉を常にかき続ける必要があります。

(2) アイデンティティの理解

こうした人たちを、一方的に芸術文化活動に誘導したり、芸術文化の有用性を振りかざすことなく、それぞれの背景や文化的アイデンティティ⁴のありようを十分に理解したうえで、違いのある人たちの、違いを尊重したまま活動を継続していくことが必要です。

3 | 計画の担い手：市民を軸に

(1) 市民一人ひとり

芸術文化の基盤を作るためには、市民の特性を十分に生かすことができる場が求められます。そこでは計画の担い手として以下のような設定が求められます。

4 文化によって培われた個人の人格や個性のこと。

- ▶ 鑑賞や創造、参加などさまざまな方法で、誰もが芸術文化活動に関わり、感じたことを自由に表現できること。
- ▶ 芸術文化活動が行われるうえで、適切なタイミングで市民が関われる場面がふんだんに用意されていること。
- ▶ 市民が考え、迷い、結論を出すまでの過程が十分に保障されること。
- ▶ 個々の芸術文化活動の規模や方向性が凸凹であった場合でも、その統一化やシステム化を安易に行うのではなく、それぞれ違いがあることの意義を積極的に見出すこと。

こうした自律的な活動を支えるための市民意識を、長い期間をかけて醸成していくことが必要です。芸術文化に対する市民の思いを丹念にすくいあげ、継続的な市民間の関係づくりをすすめ、芸術文化の新しい価値を見出していきます。小金井の芸術文化は、市民一人ひとりが担い手です。

(2) ボランティア、意識的担い手

芸術文化活動にかかわりを持っている人たちや、協働・教育・包摂の取組を行っている関係者とともに、実践知の共有化をはかり、ボランティアをはじめとした意識的な芸術文化の担い手育成を行います。

こうした担い手育成は単線的に行うことがむずかしく、それぞれの活動が重なりあう中で方向性が見えてきます。常に「まずやってみる」という実践に重きを置く必要があります。

芸術文化活動は、即効的な成果・効果を求めるだけでは、その活動の本来的な意義を捉え損ねてしまう場合もあります。考え、試し、失敗した場合でも、次の機会へ活かしていく十分な機会を担保することが大事です。

(3) 芸術家・文化団体

プロフェッショナル・アマチュアを問わず活動するアーティストや、芸術文化を愛好する集いの場を作っている人、地域で芸術文化の教授を専門としている人、学校で芸術文化を伝えている人など多様な専門職が、

小金井で活動しています。

小金井の芸術文化の場の持続可能性を考えた場合、それぞれの活動基盤を支えることが重要です。

(4) 公立文化施設

二つの公立文化施設には、美術作品の展示、管理、研究などを行う学芸員、音楽や舞台芸術の企画制作職員、舞台技術、照明、音響に関わる技術者などの芸術文化の専門職が置かれています。これらの人材は、施設の維持管理を行うだけではなく、芸術文化に関する専門性の高い知識や経験に加え、芸術文化をさまざまな政策領域と接続する総合的な知見が求められ、持続的、安定的に専門性を発揮できる環境が必要です。

また、市民の要望や時代にあわせながら、本計画の方向性を理解し、市民とともに小金井の文化をつくっていくため、専門職同士で必要な情報交換を行い、文化施設間の連携を進めていきます。

(5) つなぎ手、中間支援機能

以上のように市民が軸となって、市民が芸術文化活動に参加し、かわりを持つために、市民交流を促進する人材が必要です。社会全体への深い洞察力を持つ「つなぎ手（コーディネーター）」と呼ばれる人材と出会い、ともに活動することで、小金井の芸術文化活動の基盤を支えられる体制づくりが必要です。

また、中間支援機能を持った団体に対しては、この計画の実現に向けた積極的なかじ取りを任せ、事業実施だけではなく、政策提言を行えるよう支援します。

4 | 交流と連携：より多様な担い手の獲得

(1) 市民の交流の場

小金井市の公立文化施設は、すぐれた音楽や演劇、美術などの芸術文化事業への鑑賞の機会を得ることで感受性や創造性を高められる場であると同時に、自ら芸術文化活動を実践することができ、人々の交流の

機会も得られる場です。協働・教育・包摂の視点から芸術文化活動を考えるうえでも、文化施設の存在はかけがえのないものです。

文化施設が文化資源を活用した個性のある施設としての立ち位置を探っていく中では、市民とともにプログラムを考え、楽しみ方を広げ、市民とともに活動の特色を作っていくことが重要です。まちの中の居場所として、学校や職場、家庭とは別の居場所として、様々な出会いや交流が生まれるパブリックスペースを機能させていくことも求められます。

これらの活動を通じて、地域の共同体の誰もが自由に参加できる入会地のような文化的営みを指す「文化的コモンズ」⁵の形成を念頭に、文化に係わる政策形成や公立文化施設における文化資源を集約する機能を強化し、まちに仕掛けを作っていくような能動的な展開が求められます。

(2) 教育・福祉など関連機関との連携

本計画を進める上で、地域の連携に向けた仕組づくりが重要になってきます。「つなぎ手（コーディネーター）」が領域を横断することで、活動の場が広がります。公立文化施設はもとより、長期的に芸術文化や近接領域の問題に取り組む市内のさまざまな市民活動団体やNPO、ボランティア・市民活動センター、図書館や公民館などの社会教育施設、福祉会館・福祉施設、大学、公園などとの広範な連携が必要です。

(3) 行政内での連携

行政が施策の領域を横断して積極的なバックアップを行うことも活動の展開には欠かせません。行政と市民の対等性を確保した上で、市民と一緒に小金井の文化をつくりあげていく姿勢が必要です。その上で、芸術文化担当する部署はもとより、教育、福祉、国際交流、人権などをはじめ、市役所内の他分野連携を積極的に行います。

(4) 自治体間の連携

小金井市の近隣にある多摩地域の自治体には、生活や通勤・通学で往来し、行政区域を越えて文化施設を利用する市民も多くいます。そのため、相互の事業に関する情報交換や、施設の改修に伴う休館期間の施設利用の連携や協力などが求められます。また、共通の地域課題を共有す

5 英語のコモン(common)という言葉には、「共通の、公の、公共の」といった形容詞としての意味があり、複数形のコモンズ(common)は、「共有地、公共緑地(広場・公園など)」といった意味の名詞でもある。日本では、地域の共同体が、薪炭・用材・肥料用の落葉を採取するために総有する山林や原野などの土地を「入会地」と呼び、これが英語のcommonsに相当する。

る自治体と連携し、芸術文化事業や公立文化施設の運営で得た成果や課題を相互に交流し、小金井や多摩地域から文化の土壌に新たな風を吹き込む必要があります。

1 | 施策の方向性

(1) 芸術文化事業の継続的な推進

本計画の「計画を進める上での三つの大事な視点」で示したとおり、協働・教育・包摂の視点を重視した芸術文化事業の推進に継続的に取り組みます。

(2) 芸術文化事業・公立文化施設の連携と基盤づくり

本計画の「交流と連携：より多様な担い手の獲得」で示したとおり、交流の場づくりと、関連機関との連携を通して、事業に関わる多様な主体を増やすことで芸術文化活動を活発にしていきます。

(3) 芸術文化に出会う機会の確保

本計画の「計画の担い手：市民全員が担い手」に照らして、芸術文化事業や公立文化施設をすべての市民に開かれたものとするよう、芸術文化に関わる広報をより積極的に発信し、出会う機会が確保されるよう事業に取り組みます。

2 | 基本施策（事業）の展開

(1) 地域に開かれた芸術文化の拠点と交流の機会を提供する

小金井市の芸術文化の拠点である二つの公立文化施設を活用し、芸術と市民をつなぐ機会を整備します。感性豊かで多様な価値観を受け入れる芸術文化の基盤づくりに貢献することを目指します。特に、家族や近隣の住民、通りすがりの人も気軽に関わられるよう意識し、必要な芸術文化の情報が伝わるようその届け方に工夫をしていきます。

(2) 市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる

第1次計画で展開してきた市民参加によるアートプロジェクトなど、アーティストと市民がともに作品を制作する機会を引き続き提供します。

制作プロセスにおける合意形成や価値創造のあり方をもっとも重視し、芸術文化が新たな価値観を発見する触媒となることを目指します。

(3) 地域内外の多くの人々が参加できる実践の場をつくる

地域内外から多様な市民が参加できる実践の場づくりを行うよう努めます。新たな発見や交流を得ることで、地域にとっての多様性を生み出すきっかけとなると考えます。また、事前に想定される事業成果にとらわれない事業運営を前提としたパイロット・プログラムを試します。オンラインでの活動展開も視野に入れます。

(4) 新たに地域で芸術文化活動を担っていく人材の育成を行う

本計画の「計画を進める上での三つの重点的な視点」で示した協働・教育・包摂といった視点から、中間支援機能を持った団体や公立文化施設が連携して、地域で芸術文化活動の担い手を新たに発掘し、芸術文化と市民をつなぐ人材を育てます。

(5) 芸術文化活動を行う市民を支える基盤を整備する

参加から協働へ、協働から自治へという流れを意識しながら、中間支援機能を担う団体の自主性と自律性を尊重し、事業運営のみならず、現場の実情の即した政策提案能力を形づくっていけるよう支援を行います。

(6) 市民が芸術文化活動そのものへの理解を促すきっかけを提供する

地域で芸術文化活動に興味を持ち、活動を主導する人材を増やすために、活動そのものへの理解を促すきっかけを提供します。地域の文化資源を結びつける「つなぎ手（コーディネーター）」と市民が協働しながら、さまざまな芸術文化の可能性を広げていきます。

3 | 計画のスケジュール

本計画は、令和3（2021）年4月から10年間かけて実施します。計画期間は大きく2つに分けます。前期は令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までで、後期は令和8（2026）年度から令和12（2030）年

度までとします。

具体的な事業の内容を明確にするため、市は後述する推進委員会と協議してアクションプランを策定します。

その上で前期では、二つの公立文化施設に加え、第1次計画の推進主体であるNPO法人アートフル・アクションをはじめとした多様な分野の団体を推進主体として事業展開を開始し、連携体制の整備を中心に取り組みます。具体的には、基本施策（事業）の展開で示した（1）～（3）を主として取り組みます。

後期では、新たな団体を加えその連携体制を強化し、前期の推進主体と連携や協力をしながら培ったノウハウを新しいつなぎ手（コーディネーター）へつなげるとともに、団体間の連携を深めます。具体的には、基本施策（事業）の展開で示した（4）～（6）を主として取り組みます。

また、第2次となる本計画の前期の終了年度である令和7（2025）年度には前期5年の評価を行い、本計画の終了年度である令和12（2030）年度には本計画10年の評価を後述する推進委員会が行い、計画による中長期の成果と課題を共有し、改善策を提言します。

4 | 計画の推進体制

(1) 推進委員会の設置

小金井市芸術文化振興計画推進委員会（以下、推進委員会といいます。）を設置し、小金井市の芸術文化振興の施策について、成果や課題を共有し、改善につなげます。推進委員会は、小金井市の芸術文化振興に関する協議を行うほか、連携、情報交換、調整、相談、評価を行い、小金井市の芸術文化振興を発展させるための調査・提言を行います。

この場には、市内の芸術文化政策に関わる専門家や市民（公募）、本計画推進事業を実施する実施主体の代表、公立文化施設の運営者、関連する部局の市職員が参加します。

とくに公立文化施設における芸術文化事業のプログラムの特徴づくりをより進め、アーティストなどが行う自由な活動と、市民が行う表現の保障をどのように調和させるのが良いかを見極め、公立文化施設の方向

性をより明確にし、小金井全体での芸術文化活動の一体的な振興を目指します。

また評価にあたっては、事業の実施状況や成果を数値指標（アウトプット）だけで終わらせるのではなく、事業の実施者や参加者の達成感や行動の変化などの定性的な指標からも把握し、さらに必要な場合その事業が計画で掲げる理念や目標に適っているかを議論します。市民をはじめ、公立文化施設運営者やNPOなどの関係者が集い、それぞれの成果を分かち合い、高め合う評価のあり方を模索します。

(2) 実施主体

本計画では、市の芸術文化振興を考える市民が担い手としての力をつけ、小金井市の芸術文化振興を推進していく実施主体となっていくことを目指します。

そのために、計画を推進するNPO法人アートフル・アクション、公立文化施設、中間支援機能を持つ多様な分野の団体に、各団体・機関の協力・連携に携わる担当者を置き、協働・教育・包摂に関して、組織を越えて協力しあいながら、事業の柔軟な実施体制を作ります。大学などの教育研究機関との連携による長期的な事業展開も視野に入れます。

(3) 財源

計画の達成に向けて、継続的・安定的な芸術文化振興に取り組む上で、計画策定の主体である小金井市は十分な財政措置を講じる責務があります。

その上で、単一の財源に依存するのではなく、多様な財源を開拓し、確保することも必要です。国や東京都の芸術文化機関、民間の助成機関からの資金調達、個人からの寄付や企業の協賛など、積極的に多様な財源の獲得に努めます。

第2次小金井市芸術文化振興計画 全体図

基本理念 みんなで誰もが芸術文化を楽しめるまちへ

具体的な理想像

- 1 一人ひとりが生き活きと暮らせることによって、まち全体が活気を持つこと
- 2 誰もが芸術文化に出会える機会をつくること
- 3 市民主体の芸術文化事業実施において連携と協働の体制がつくられること

基本施策 (事業)の展開

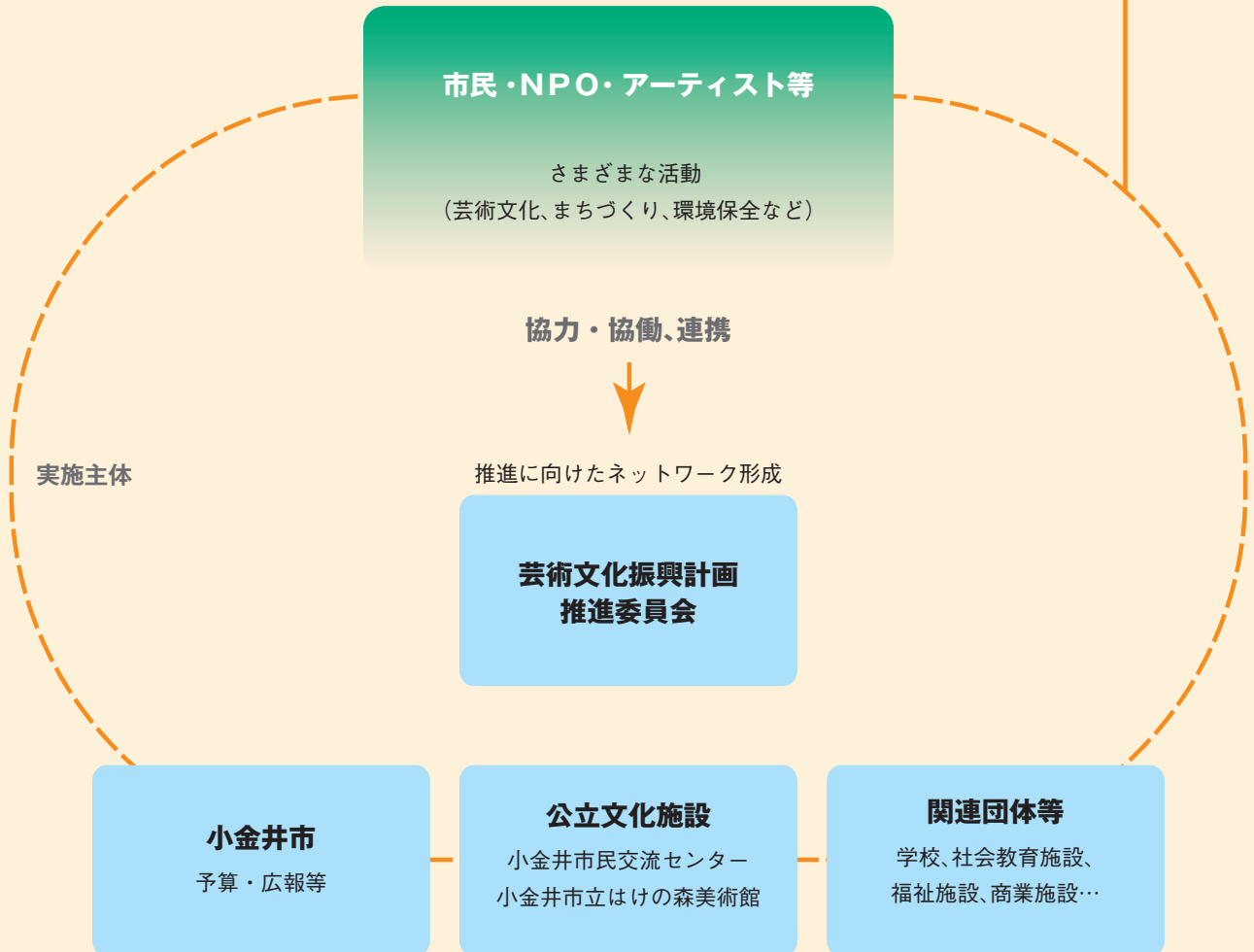
- 1 地域に開かれた芸術文化の拠点と交流の機会を提供する
- 2 市民が芸術文化活動に参加する新たな機会をつくる
- 3 地域内外の多くの人々が参加できる実践の場をつくる
- 4 新たに地域で芸術文化活動を担っていける人材の育成を行う
- 5 芸術文化活動を行う市民を支える基盤を整備する
- 6 市民が芸術文化活動そのものへの理解を促すきっかけを提供する

3つの大事な視点

協働 みんなが力を出し合い、協力して、文化資源をつなぐ

教育 トライ・アンド・エラーを通して、市民の可能性を引き出す

包摂 誰も排除しない、文化資源から遠い人たちとの関係づくり



資料編

小金井市芸術文化振興条例

平成19年3月20日
条例第4号

前文

私たち小金井市民は、小金井桜と武蔵野の緑に囲まれ、湧（ゆう）水など豊かな自然環境に恵まれたこの地に暮らし、地域性に富んだコミュニティを築いてきました。先人から受け継いだ伝統的文化資源を活用し、また、新たな芸術文化資源を創出することによって、芸術文化の持つ力に期待し、市民一人一人が小金井市民としての誇りを持って、日々心豊かに生活していくことができることを願い、ここに小金井市芸術文化振興条例を定めます。

(目的)

第1条

この条例は、芸術文化振興施策に関し、その基本理念、原則等を定め、市、市民及び団体等（企業、教育機関、民間非営利団体、文化団体、地域団体等をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、市民等（市民及び団体等をいう。以下同じ。）が主体的に芸術文化活動に取り組むことができるように総合的かつ計画的に施策を推進し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この条例において「芸術文化」とは、人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものをいう。

- 2 この条例において「芸術文化活動」とは、広く芸術文化を鑑賞し、創造し、又はこれに参加することをいう。

(基本理念)

第3条

- 市、市民及び団体等は、市民等の主体的な芸術文化活動を推進し、年齢、性別、障害の有無、国籍及び民族を問わず、市民一人一人が芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民等が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図るものとする。
- 2 市、市民及び団体等は、市民が心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利であると捉え、これを十分に尊重するものとする。
 - 3 市は、芸術文化振興施策の実施に当たっては、芸術文化活動を行うものの自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入又は干渉することのないように十分に留意するものとする。

(市の役割)

第4条

- 市は、前条に規定する基本理念に基づいて、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 市は、芸術文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 市は、国及び他の地方公共団体、特に近隣の地方公共団体と連携し、芸術文化の振興を図るものとする。

- 4 市は、芸術文化活動を行う市民等と協働し、地域における人材、資源及び情報をいかして、共に芸術文化の振興を図るものとする。
- 5 市は、芸術文化振興施策を効果的に実施するため、市の行政機関相互の連携を密接に行うものとする。

(市民の役割)

第5条

市民は、自らが芸術文化の担い手であることを自覚し、その活力と創意をいかし、芸術文化の振興に努めるものとする。

- 2 市民は、芸術文化活動に関して相互に理解し合い、尊重し合うよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第6条

団体等は、地域社会の一員として自主的に芸術文化活動を展開するとともに、市民の芸術文化活動の支援に努めるものとする。

(基本施策)

第7条

市は、本条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 芸術文化振興を効果的に行うための調査及び情報提供に関すること。
- (2) 芸術文化振興のための基本計画の策定並びに施策及び事業の評価に関すること。
- (3) 芸術文化活動の担い手の育成及び支援に関すること。
- (4) 青少年、高齢者及び障害者の芸術文化活動の促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術文化の振興を図るために必要な事項に関すること。

(基本計画の策定)

第8条

市長は、芸術文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たり、基本計画策定委員会を設置するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、基本計画策定委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(推進機関の設置)

第9条

市は、芸術文化振興施策の推進に当たって、芸術文化振興推進機関を設置するものとする。

- 2 芸術文化振興推進機関は、芸術文化の推進に係る調査検討による提言、基本計画の評価及び見直し等を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、芸術文化振興推進機関に関し必要な事項は、別に定める。

(芸術文化活動施設の運営)

第10条

市、市民及び団体等は、芸術文化活動施設の運営に当たっては、第3条に規定する基本理念の下に行うものとする。

付 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第2次小金井市芸術文化振興計画策定経過

【開催データ】

令和元（2019）年12月4日、12月17日（以上、前原暫定集会施設A会議室）、令和2（2020）年1月31日（はげの森美術館 多目的室）、2月18日（KOGANEI ART SPOT シャトー2F ギャラリー）、6月24日、8月3日、8月4日、8月26日、8月27日、12月1日、令和3（2021）年2月16日（以上、オンライン）いずれも120分間。

第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会は、令和元（2019）年12月から2021年2月まで全11回にわたって議論を重ね、委員会としての成案を得ました。

委員長には大澤寅雄氏、副委員長に伊藤裕夫氏を互選で選出し、委員のみならず、事務局スタッフやオブザーバーからも積極的に、現状の成果と課題に関して発言を求めるなど、終始活発な話し合いがもたれました。

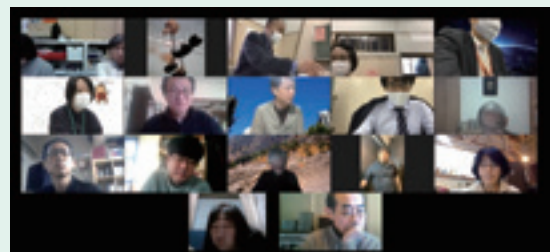
とくに会議の前半では、一つのテーマに対して、議論の参加者が付箋でコメントをつける形式で関わり、議論の全体像を可視化するように努めました。28のテーマ別に出された意見は439個に及びました。

その後令和2（2020）年3月から本格化したコロナ禍で、予定された会議は取りやめとなり、6月以降にオンラインで再開する運びとなりました。参加者は慣れない中でありながらも、濃密な議論を続けました。

当初計画された市民参加のワークショップは、ネットラジオ「小金井文化ラジオ」として公開され、今回の策定委員会の議論を市民に分かりやすく提示するものとなりました。

今回の第2次小金井市芸術文化振興計画の策定委員会では、令和3（2021）年1月～2月に募集したパブリックコメントを含め、多くの市民の意見をもとに話し合われた議論が土台になっています。小金井市の芸術文化に関するさまざまな取り組みが広がっていくことを、私たちは願っています。

（第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会 事務局）



（写真上より順に）

- 出てきた意見の分類
- カテゴリーに分けた意見
- 集約された意見をもとに議論
- オンラインでの委員会開催

市民で考える芸術文化のネット配信 「小金井文化ラジオ」



●小金井のまちを歩く



●「はけ」を歩く

【配信等概要】

出演：柏木陽（演劇家）、木村秀穂（アーティスト）
公開時期：令和2（2020）年12月～令和3（2021）年3月 各15分、全4回

第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会で議論されている、市民一人ひとりが芸術文化で豊かに暮らすことを目指したまちづくりについて、市民のみなさんとより議論を共有したいと考え「小金井文化ラジオ」を製作しました。

事前に市報で募集したおたよりはバラエティ豊かなものでした。「小金井のお気に入りの場所」というテーマでは、小金井公園や野川公園のほか、貫井南町の雑木林などみどり豊かな小金井らしい回答が多くありました。一方でシャトー 2Fや、建設予定の福祉会館など居心地のよい居場所をイメージした意見もあり、出演した柏木陽さんも大いにうなずいていました。

「こうなったらいいなと思う10年後の小金井の姿」というテーマでは「ホールや小さなお店、路上など至るところで芸術を体感できるような芸術のまち」「子どもの学童保育や少年野球からはじまる、人とのつながりが大切にされるまち」を願う声が聞かれました。はたまた「坂上と坂下を結ぶ全ての坂にロープウェイを設置」というおたよりには、木村秀穂さんをはじめスタッフ一同も夢をふくらませました。

小金井の文化や芸術、未来に向けて思うことについて、市民の言葉をつむぎ、共有する場は今後にも重要になるでしょう。少し先の未来を一緒に描く場を探り続けたいと考えています。

（第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会 事務局）



●シャトー 2Fでの収録のようす

*この頁の撮影:金子愛帆

第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会 運営要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、小金井市芸術文化振興条例（平成19年条例第4号）第8条第4項の規定に基づき、第2次小金井市芸術文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため同条第2項の規定により設置する第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条

委員会は、振興計画の策定に関する事項について調査及び検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条

委員会は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第4条

委員は、次に掲げる者とし、市長が協力を依頼する。

- (1) 市民 4人以内
 - (2) 芸術文化関係団体からの推薦者 1人以内
 - (3) 小金井市立はげの森美術館運営協議会委員 1人以内
 - (4) 小金井市民交流センター運営協議会委員 1人以内
 - (5) 学識経験を有する者 5人以内
- 2 前項第1号に定める委員は、公募によるものとし、選考について必要な事項は市長が別に定める。

(任期)

第5条

委員の任期は、協力を依頼した日から令和3年3

月31日までとする。

- 2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員に協力を依頼することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条

委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条

委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(意見聴取)

第9条

委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第10条

市は、委員会に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(事務局)

第11条

委員会の事務局を、市民部コミュニティ文化課に置く。

2 事務局は、委員会の進行状況を把握し、記録及び資料収集に当たる。

(その他)

第12条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴き、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会委員名簿

区分	氏名
公募市民	小林 勉
	水津 由紀
	野澤 佐知子
	長澤 麻紀 (令和2年4月12日まで)
	中原 和樹 (令和2年10月23日から)
芸術文化関係団体からの推薦者	福沢 政雄 (NPO法人 小金井市文化協会)
小金井市立はげの森美術館運営協議会委員	山村 仁志
小金井市民交流センター運営協議会委員	桑谷 哲男
学識経験者	伊藤 裕夫
	大澤 寅雄
	小林 真理
	戸館 正史
	西村 德行

第2次小金井市芸術文化振興計画策定庁内検討会議 設置要綱

(設置)

第1条

小金井市芸術文化振興条例（平成19年条例第4号）第8条第1項の規定に基づく第2次小金井市芸術文化振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、第2次小金井市芸術文化振興計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条

検討会議は、振興計画の策定に関する調査及び検討並びにその取りまとめに関することを所掌する。

- 2 検討会議は、前項に規定する事項を行うに当たり、第2次小金井市芸術文化振興計画策定委員会の検討結果を尊重するものとする。

(構成)

第3条

検討会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) コミュニティ文化課長
 - (2) 企画政策課長
 - (3) 自立生活支援課長
 - (4) 高齢福祉担当課長
 - (5) 子育て支援課長
 - (6) 児童青少年課長
 - (7) 指導室長
 - (8) 生涯学習課長
- 2 検討会議に責任者を置き、コミュニティ文化課長をもって充てる。
 - 3 検討会議は、第1項の規定にかかわらず、必要に応じて関係職員を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報告)

第4条

責任者は、検討会議の検討結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

(設置期間)

第5条

検討会議の設置期間は、令和元年7月19日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第6条

検討会議の庶務は、市民部コミュニティ文化課において処理する。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月19日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

第2次小金井市芸術文化振興計画策定庁内検討会議委員名簿

職名	氏名
企画政策課長	梅原 啓太郎
自立生活支援課長	天野 文隆
高齢福祉担当課長	平岡 美佐
子育て支援課長	富田 絵実
児童青少年課長	鈴木 剛
指導室長	浜田 真二
生涯学習課長	関 次郎
コミュニティ文化課長	鈴木 遵矢

第2次小金井市芸術文化振興計画策定事務局
小金井市市民部コミュニティ文化課

事務局運営補助（計画策定支援・編集）
特定非営利活動法人S T スポット横浜

第2次小金井市芸術文化振興計画

みんなで誰もが芸術文化を楽しめるまちへ

—協働・教育・包摂と芸術文化—

発行

令和3（2021）年3月

小金井市市民部コミュニティ文化課

〒184-8504

東京都小金井市本町6丁目6番3号

電話：042-387-9923

小金井市ウェブサイト：<https://www.city.koganei.lg.jp/>

図書設計

松田洋一

表紙写真

小金井市立はけの森美術館附属喫茶棟「musashinoはけの森カフェ」

（旧中村研一郎主屋 国登録有形文化財）

